

今後の旭川市公立大学法人評価委員会の運営について(案)

1 公立大学法人旭川市立大学の現状

- 公立大学法人旭川市立大学は、令和5年度から設置されているため、公立大学・公立短期大学としての運営実績がない。
- 公立大学法人旭川市立大学が作成している現中期計画については、今年度作成して間もなく、また指標設定できている項目とできていない項目がある。
- 公立大学法人からは、事業実績を踏まえた指標設定も必要と認識していることから、早期の中期計画の変更は現段階では難しいとの意見がある。

2 公立大学法人旭川市立大学の現状を踏まえた旭川市公立大学法人評価委員会の運営

- 公立大学法人旭川市立大学の現状を踏まえると、当面の間は、改正前の地方独立行政法人法のとおり、毎年度、公立大学法人旭川市立大学において年度計画作成及び本市への提出を実施し、旭川市公立大学法人評価委員会においては年度評価を実施することとしたい。

3 将来的な方向性

- 公立大学法人旭川市立大学からは、法改正の趣旨を踏まえて中期計画において各項目に指標設定することについて検討を進めていることや、年度計画策定の法的義務が廃止となった後も中期計画を達成するための具体の実行計画を毎年度、策定すること、また、当該実行計画に係る取組について、自己点検・評価を実施し、結果を地方自治法に定められている事業報告書に記載する予定もあると聞いている。
- 毎年度の実績報告及び評価が廃止となることで、中期目標期間における途中経過の把握が難しくなる中、中間・期末のタイミングのみで、複数年分の実績をまとめて評価することは、評価委員会の負担が大きいと考えられ、中間・期末評価を適正かつ円滑に行うためには、旭川市及び評価委員会が、公立大学法人の毎年度の業務実績等を把握することができる仕組みが必要であると認識している。
- 法改正の趣旨を踏まえ、旭川市及び評価委員会から公立大学法人に対し、法定外の負担を課すことは避けるよう、留意しなければならないと考えており、公立大学法人が作成する予定である事業報告書等を踏まえて年に1度程度、評価委員会と旭川市立大学が意見・情報交換を行う場を設けることで、大学・短大の現状や社会情勢等を踏まえた中長期的な展望等を共有できるようにし、双方ともに中間・期末評価に負担が集中することを避けられるようにしたい。

(参考) 地方独立行政法人法改正の概要

1 地方独立行政法人法改正の概要

- ・年度計画及び年度評価を法定事項から廃止することで、大学の事務負担を軽減し、地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点としての業務（公立大学が本来の役割に資する業務）に取り組むことを可能とするもの。

改正前	改正後
<p>○公立大学法人には、以下の事項が毎年度義務付け。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画の作成と設置団体への届出 ・業務実績報告書を作成し、評価委員会の年度評価を受ける。 	<p>○国立大学法人の例を踏まえ、年度計画及び年度評価を廃止。</p> <p>(※年度計画廃止に伴い、中期計画の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加)</p>

		第1期					第2期			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年		
改正前		(年度評価)	年度評価(第1期1年目)	年度評価(第1期2年目)	年度評価(第1期3年目)	年度評価(第1期4年目)	第1期中間評価	年度評価(第1期5年目)	年度評価(第1期6年目)	第1期期末評価
改正後							第1期中間評価			第1期期末評価

2 地方独立行政法人法改正の経過措置

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則抜粋

(地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この条において「新地方独立行政法人法」という。）第七十八条第五項の規定は、地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する同法第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間に係る同法第二十六条第一項に規定する中期計画について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画については、なお従前の例による。

2 新地方独立行政法人法第七十八条第七項の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の地方独立行政法人法第二十七条第一項に規定する年度計画について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。

3 新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一条第一項に規定する評価委員会の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

◎下線のとおり年度計画及び年度評価の廃止は、令和6年4月1日以後に開始する中期目標期間に適用され、令和6年4月1日以前に開始した中期目標期間には適用されない。

4 公立大学法人が、この法律の施行の日において、中期計画に新地方独立行政法人法第七十八条第五項に規定する指標を現に定めている場合には、前三項の規定にかかわらず、同条第五項の規定は施行日から、同条第七項の規定は施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は当該翌事業年度に受ける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

5 公立大学法人が、施行日後において、令和六年四月一日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画に指標を新たに定めた場合には、第一項から第三項までの規定にかかわらず、新地方独立行政法人法第七十八条第五項の規定は当該定めた日から、同条第七項の規定は同日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は当該翌事業年度に受ける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

◎波線のとおり中期計画に指標が設定されている、或いは今後設定する場合、年度計画及び年度評価の廃止は、令和6年4月1日以前に開始した中期目標期間内でも翌事業年度から適用される。